

2 障害者手帳

① 身体障害者手帳

◆ 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓に障害のある人。

◆ 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳交付申請書（健康長寿支援課障害・援護担当にあります）
- ② 身体障害者診断書・意見書（指定の用紙～健康長寿支援課障害・援護担当にあります）
- ③ 写真（ヨコ3cm×タテ4cm、撮影1年以内、脱帽の上半身）
- ④ 印鑑（認印で可）
- ⑤ マイナンバー関係書類（下記参照）

◆ 交付

- ・ 申請から交付まで40日ほどかかります。
- ・ 障害の程度は、重い方から順に1級から6級までに分けられます。
- ・ 障害の種類によって手帳の再認定が必要な場合があります。

マイナンバー関係書類

- 本人のマイナンバーカード（通知カード）
- 手続きに来られる方の顔写真付きの身分証明書1点（障害者手帳、免許証など）
※顔写真付きがない場合は、公的機関が発行した身分証明書2点（保険証、年金証書など）
- 委任状（本人や同居家族以外の方が手続きに来られる場合に必要）

② 療育手帳

◆ 対象者

知的障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人。

◆ 手続きのまえに

- ＜18歳未満の方＞ 児童相談所で判定を受けていただきます。
- ＜18歳以上の方＞ 健康長寿支援課障害・援護担当で聞き取り調査を行います。その後、障がい者更生相談所（春日市）にて判定を受けていただきます。

※ A1（最重度）、A2（重度）、A3（合併障害）、B1（中度）、B2（軽度）の判定を受けた方に、判定書が発行されます。

◆ 手続きに必要なもの

- ① 療育手帳交付申請書（健康長寿支援課障害・援護担当にあります）
- ② 写真（ヨコ3cm×タテ4cm、撮影1年以内、脱帽の上半身）
- ③ 判定書
- ④ 印鑑（認印で可）
- ⑤ マイナンバー関係書類（3ページの「マイナンバー関係書類」を参照）

◆ 交付

- ・ 申請から交付まで2～3週間ほどかかります。（18歳以上の方は、聞き取り調査から新規申請の場合で3～4ヶ月、再判定の場合で2～3ヶ月ほどかかります）
- ・ 手帳の次回判定日に記載がある人は、再判定が必要です。次回判定日前に健康長寿支援課障害・援護担当で再判定の申請をしてください。
※18歳未満の方は児童相談所に直接申し込みをしてください。

③ 精神障害者保健福祉手帳

◆ 対象者

精神疾患（知的障害を除く）のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制限（障害）のある人。病院に初めてかかった日（初診）から6ヶ月以上たった日から申請できます。

◆ 手続きに必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（健康長寿支援課障害・援護担当にあります）
- ② 精神障害者保健福祉手帳用の診断書（指定の用紙～健康長寿支援課障害・援護担当にあります）又は障害年金証書の写し（直近の払い込み通知書の写しでも可）
- ③ 写真（ヨコ3cm×タテ4cm、撮影1年以内、脱帽の上半身）
- ④ 印鑑（認印で可）
- ⑤ マイナンバー関係書類（3ページの「マイナンバー関係書類」を参照）

◆ 交付

- ・ 申請から交付まで1～2ヶ月ほどかかります。
- ・ 障害の程度は、重い方から順に1級から3級までに分けられます。
- ・ 手帳の有効期限は2年です。有効期限の3ヶ月前から更新申請できます。

各手帳の注意事項

- ・ 手帳を他の人に譲ったり、貸したりしないでください。
- ・ 手帳に記載のある住所、氏名が変わったときは、健康長寿支援課障害・援護担当に届けてください。※市外に転出したときは、転出先の市町村等での届出が必要です
- ・ 手帳を紛失・破損したとき、障害の程度が変わったときは再交付の申請ができます。
- ・ 障害が回復したときや手帳が不要になったときは、返還してください。

各手帳に関するお問合せ・申請は

健康長寿支援課障害・援護担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664